

千葉市立学校任期付職員の勤務条件等に関する要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、小学校、中学校、特別支援学校又は高等学校の職員のうち、任期付職員の勤務条件等の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第2条 この要綱において「任期付職員」とは、小学校、中学校、特別支援学校又は高等学校の職員のうち、次の各号に掲げる規定により採用されたものをいう。

- (1) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育休法」という。）第6条第1項第1号の規定により任期を定めて採用された職員
- (2) 千葉市職員の配偶者同行休業に関する条例（平成26年千葉市条例4号。以下「配同休条例」という。）第8条の2第1項第1号の規定により任期を定めて採用された職員

2 この要綱において「育休職員」とは、育休法第2条の規定による育児休業の承認を受けた職員をいう。

3 この要綱において「配偶者同行休業職員」とは、配同休条例第2条の規定による配偶者同行休業の承認を受けた職員をいう。

(採用の要件)

第3条 任期付職員は、職員の配置換え等によって育休職員又は配偶者同行休業職員等に係る業務を処理することが困難であると教育長が認める場合に採用できるものとする。

(採用の方針)

第4条 任期付職員の採用に際しては、広く人材を求めるように努めなければならない。

(任期付職員の要件)

第5条 任期付職員は、次の要件のいずれも満たしている者の中から採用するものとする。

- (1) 地公法第16条の規定に該当していないこと。
- (2) 職務遂行に必要な心身の状態にあること。
- (3) 職務に必要な資格、免許又は知識経験を有していること。

(任期付職員の採用選考)

第6条 任期付職員は、選考により採用する。

2 前項に規定する選考は、経歴評定及び面接試験により実施する。

(採用の方法)

第7条 任期付職員の採用は、教育長が決裁するものとする。

2 任期付職員の採用は、辞令を交付して行う。

3 校長又は給食センター所長（千葉市教育委員会組織規則（昭和45年千葉市教育委員会規則第4号）第37条に規定する学校給食センターの所長をいう。）は、前項の規定により辞令を交付する際に、勤

務条件を明示するものとする。

(任期)

第8条 任期付職員の任期は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間を超えない範囲で教育長が必要と認める期間とする。

- (1) 第2条第1項第1号に掲げる職員 育休法第2条第2項又は第3条第1項の規定による請求が承認された期間
- (2) 第2条第1項第2号に掲げる職員 配同休条例第2条又は第6条第1項の規定による申請が承認された期間

(更新)

第9条 教育長は、育休法第6条第1項の規定により任期を定めて採用された職員の任期が育休法第2条第2項又は第3条第1項の規定による請求に係る期間に満たない場合にあっては、当該期間の範囲内において、その任期を更新することができる。

2 教育長は、配同休条例第8条の2第1項の規定により任期を定めて採用された職員の任期が同条例第2条又は第6条第1項の規定による申請期間に満たない場合にあっては、当該申請期間の範囲内において、その任期を更新することができる。

3 第7条第1項及び第2項の規定は、更新による採用について準用する。

(勤務時間及び休憩時間)

第10条 任期付職員の勤務時間及び休憩時間は、勤務する学校又は給食センター（千葉市学校給食センター設置管理条例（昭和42年千葉市条例第37号）に規定する給食センターをいう。）に勤務する職員であって任期の定めのない常勤職員（以下「正規職員」という。）の例による。

(給与・旅費)

第11条 任期付職員の給与については千葉市職員の給与に関する条例（昭和26年千葉市条例第36号。以下「給与条例」という。）の規定の適用があるものとし、旅費については千葉市職員の旅費等に関する条例（平成2年千葉市条例第31号）の規定の適用があるものとする。

第12条 削除

(退職手当)

第13条 任期付職員の退職手当については、千葉市職員退職手当支給条例（昭和24年千葉市条例第5号）の規定の適用があるものとする。

(休暇)

第14条 任期付職員の休暇は、年次有給休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間とする。

(年次有給休暇)

第15条 年次有給休暇は、正規職員の例による。ただし、次の各号に掲げる場合においては、当該各号

に掲げる日数を、当該採用又は更新された年度に付与する。

(1) 任用予定期間の末日が年度の途中までである場合は、当該年度の4月1日（当該年度の途中から、新たに採用された場合又は更新された場合においてはその採用された日又は更新された日）から任用予定期間の末日までの期間を任用予定期間とし、別表に掲げる任用予定期間の区分に応じた日数を付与する。

(2) 1の年度内において、退職後に引き続き、再度任用又は更新された場合は、前号の規定に関わらず、引き続く任期を一つの任用とみなし、当該みなした任用の予定期間を、別表に掲げる任用予定期間とし、同期間の区分に応じて付与すべき年次有給休暇日数から、当該年度に対して、既に付与した年次有給休暇日数を減じた日数とする。

(3) 前2号に掲げる場合において、当該年度に付与する年次有給休暇日数の合計日数が、20日を超えるときは、20日から当該年度に対して、既に付与した年次有給休暇日数の合計日数を減じた日数とする。

2 年次有給休暇は、退職後に当該年度に再度任用された場合は、当該年度に対して既に付与した年次有給休暇日数を繰り越すことができる。また、1の年度における年次有給休暇の20日を超えない範囲内の残日数を、付与された当該年度の翌年度に繰り越すことができる。ただし、退職後、再度採用されるまでに2月を経過した場合は、この限りではない。

3 千葉市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の適用を受ける職員から任期付職員となった場合においては、同条例により付与された年次有給休暇は、第1項及び前項の規定により付与された年次有給休暇とみなす。

4 千葉市立学校臨時的任用職員の勤務条件等に関する要綱の適用を受ける職員から、任期付職員となった場合においては、千葉市立学校臨時的任用職員の勤務条件等に関する要綱の規定により付与された年次有給休暇は、第1項及び第2項の規定により付与された年次有給休暇とみなす。

5 千葉市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の適用を受ける職員から任期付職員となった場合においては、同規則の規定により付与された年次有給休暇は、第1項及び第2項の規定により付与された年次有給休暇とみなす。

6 千葉市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の適用を受けていた職員が任期付職員となった場合において、第1項から前項までの規定により付与した年次有給休暇を、労働基準法（昭和22年法律第49号）第39条に規定する年次有給休暇とみなした場合において、当該年度に対して既に付与した年次有給休暇の日数が、同条の規定により付与すべき年次有給休暇の日数に達しないときは、同日数から当該年度に対して既に付与した年次有給休暇日数を減じた日数を、同法の規定する日に、当該年度に対して付与する。

7 年次有給休暇は、1日、半日又は1時間（特に必要があると認める場合にあっては、1時間未満の時間。次条において同じ。）を単位として与えるものとする。

（病気休暇）

第16条 病気休暇は、任期付職員が負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合に、医師等の証明に基づき、1年度につき90日の範囲内で最小限度必要と認める日数の病気休暇を与えるものとする。

2 前項の場合において、任期満了後当該年度内に再度採用された場合の病気休暇は、前の任期の残日数とする。

- 3 第1項の場合において、年度を超えて病気休暇を与えるときは、当該病気休暇として与える引き続く日数が上限日数を超えないようにしなければならない。
- 4 病気休暇は、1日、半日又は1時間を単位として与えるものとする。

(特別休暇)

第17条 任期付職員の特別休暇は、正規職員の例による。

(介護休暇)

第18条 任期付職員の介護休暇は、正規職員の例による。

(介護時間)

第19条 任期付職員の介護時間は、正規職員の例による。

(部分休業等)

第20条 任期付職員は、部分休業等（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第1項に規定する部分休業及び千葉市職員の育児休業等に関する条例（平成4年千葉市条例第2号）第20条第1項に規定する部分休業等をいう。以下同じ。）を請求することができる。

2 前項に規定する部分休業等は、正規職員の例による。

(休暇等以外の服務等の取扱い)

第21条 第14条から前条までに規定する休暇等以外の服務等の取扱いについては正規職員の例による。

(社会保険等への加入)

第22条 任期付職員の健康保険、厚生年金保険及び雇用保険への加入は、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）並びに雇用保険法（昭和49年法律第116号）及び千葉市職員退職手当支給条例（昭和24年千葉市条例第5号）に定めるところによる。

(公務災害等)

第23条 任期付職員の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償は、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）に定めるところにより行うものとする。

(退職)

第24条 任期付職員は、任期の満了により退職する。この場合において、退職の通知は行わない。

- 2 教育長は、任期中であっても、次の各号に掲げる事由が生じたときは、任期満了前に任期付職員を退職させることができるものとする。
 - (1) 本人からの退職の申出があったとき。
 - (2) 非行その他職員としてふさわしくない行為があったとき。
 - (3) 心身の故障その他の事由により職務の遂行に支障があるとき。
 - (4) 任期付を必要とする事由が消滅したとき。

- 3 前項第2号から第4号までの規定により任期付職員を退職させようとするときは、労働基準法第20条の規定の適用があるものとする。
- 4 任期付職員を第2項第2号から第4号までの規定により退職させようとするときは、事由を明記した辞令を交付するものとする。

(採用の年齢制限)

第25条 教育長は、任期付職員を採用しようとする当該年度の4月1日の前日において満60歳に達している者（教育職給料表の適用を受ける者を除く。）を新たに任期付職員として採用し、又は任期の更新をしてはならない。

(補 則)

第26条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表

任用予定期間	年次有給休暇 の日数	任用予定期間	年次有給休暇 の日数
1月以下	2日	6月を超え 7月以下	12日
1月を超え2月以下	3日	7月を超え 8月以下	13日
2月を超え3月以下	5日	8月を超え 9月以下	15日
3月を超え4月以下	7日	9月を超え10月以下	17日
4月を超え5月以下	8日	10月を超え11月以下	18日
5月を超え6月以下	10日	11月を超え 1年以下	20日